

江 差 追 分 会 師 匠 会 規 則

(目 的)

第1条 江差追分師匠会は、正調江差追分節を正しく保存伝承普及を図るため、優れた指導技術。人格、識見を備えた指導者を育成することを目的とする。

(事 業)

第2条 師匠会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 江差追分の研究に関する事。
- (2) 江差追分の指導育成に関する事。
- (3) 江差追分の伴奏の指導育成に関する事。
- (4) 師匠研修会に関する事。
- (5) 江差追分全国大会審査に関する事。
- (6) 資格認定審査に関する事。
- (7) 格付審査に関する事。
- (8) 会長が特に必要と認めた事業。

(会 費)

第3条 師匠会の会費は、次のとおりとする。

- (1) 1人 年 2,000円 (江差追分会会計)

(会 員)

第4条 師匠会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 準講師
- (2) 講 師
- (3) 準師匠
- (4) 師 匠
- (5) 正師匠
- (6) 上席師匠
- (7) 名誉師匠
- (8) 伴奏者

(資格会員の任務)

第5条 準講師は、講師以上の指導資格者を補佐し、支部会員の指導をする。

2 講師は、準師匠、師匠を補佐し、支部会員の指導をする。

3 準師匠は、師匠を補佐し、支部会員の指導をする。

4 師匠は、所属する支部会員の指導のほか、地区における研修会の講師、江差追分全国大会地区選抜大会及び江差追分全国大会の審査員の任に当たることができる。

5 正師匠は、所属する支部会員の指導のほか、地区における研修会の講師、師匠会研

修会の講師、江差追分全国大会地区選抜大会及び江差追分全国大会の審査員の任に当たることができる。

- 6 上席師匠は、所属する支部会員の指導のほか、正師匠以下の指導資格者への指導助言、地区における研修会の講師、師匠会研修会の講師、江差追分全国大会地区選抜大会及び江差追分全国大会の審査員の任に当たることができる。
- 7 名誉師匠は、指導資格者の最高位として、上席師匠以下の指導資格者への指導助言をする。

(役員)

第6条 師匠会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 15名以内

2 理事会の推薦により、名誉会長、相談役を置くことができる。

(役員を選出)

第7条 役員は総会において選出する。但し、各専門部長（副会長）及び担当理事の配置については、会長が選出後に任命する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。但し、任期満了後も後任者の就任するまで、引き続きその職務を行う。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 師匠会の事務は、江差追分会事務局をもってあてる。

(会議の種類)

第10条 師匠会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 専門部会

2 総会及び理事会の議長は、会長が指名する。

(総会)

第11条 総会は、年1回会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めた場合、臨時総会を招集することができる。
- 3 総会の成立要件は、会員の2分の1以上の出席とする。また、議決にあたっては、出席者の過半数とし、可否同数の場合は、議長が決定するものとする。
- 4 総会において議決する事項は、次のとおりとする。

- (1) 規則の変更
- (2) 役員を選出
- (3) 師匠会の運営に関する事。
- (4) 事業報告・決算報告及び事業計画案・予算案

(理事会)

第12条 理事会は、会長が必要と認めたときに、これを招集する。

2 理事会は、理事数の2分の1の出席者をもって成立し、出席者の過半数をもって次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案に関する事。
- (2) 師匠会の運営及びその他に必要なと認める事項。

(専門部会)

第13条 次の専門部会を置く。

- (1) 指導育成部会
 - ・ 指導者育成及び各種資格審査に関する事。
- (2) 研修部会
 - ・ 師匠会研修会及び地区研修会に関する事。
- (3) 普及宣伝部会
 - ・ 江差追分の調査研究と普及宣伝に関する事。
- (4) 伴奏部会
 - ・ 江差追分の伴奏法の研究と伴奏者の育成に関する事。

2. 部長には、各副会長があたり、部会の開催については、必要に応じて部長が招集する。

(会長への委任)

第14条

本規則に定めのない事項に関しては、会長が適宜これを処理することができる。

附 則

この規則は、昭和58年11月26日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年10月23日から施行する

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

但し、第1条、第2条、第3条、第4条、8条、第9条、第10条、第11条、第12条の規則は、平成12年2月15日より施行する。

附 則

この規則は、平成12年2月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年2月17日より施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月21日より施行する。

附 則

この規則は、平成24年2月19日より施行する。

付 則

この規則は、平成26年3月1日から施行する。